

小規模住居型児童養育事業所開設準備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を新設し、事業を実施するための経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付の申請を行う年度又はその翌年度において市内に新たにファミリーホームを開設する者
- (2) 交付の申請を行う当該ファミリーホームの開設について、この要綱の規定による補助金の交付を受けていない者。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、事業の実施に要する経費のうち、改修整備費、設備整備費及び備品の購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助の対象となる経費の総額とし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）開始届
- (2) 見積書（改修整備費及び設備整備費に限る。）

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備又は購入の状況を明らかにした写真

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。